

微量PCB廃棄物の処理について

平成22年12月14日
社団法人リース事業協会

はじめに

PCBを使用した機器類の廃棄については、PCB特別措置法に従い適正処分がされているが、近年、PCBが微量に含まれている機器類が発見され、その処分に際して問題が生じることがある。

一方、1990年以降に製造された機器類（過去においてPCBが使用されていた機器類）については、PCB混入の可能性は極めて低いとされているが、当協会として、リース終了物件の適正処理を推進する観点から、微量PCB廃棄物の処理等について、次のとおり整理することとした。

1. 概要

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は電気機器用の絶縁油等として使用されていたが、毒性が極めて強いことから1972年から製造が中止されている。しかしながら、近年、PCBを使用していない1972年以降に製造された機器類からも微量のPCBが検出されている¹。

PCBを使用した機器類を廃棄する場合は、PCB廃棄物として、「PCB特別措置法」（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）及び「廃棄物処理法」に従って処理を行う必要がある。

また、PCBの含有量が微量であってもPCB廃棄物（微量PCB汚染廃電気機器等）として処理する必要がある。

< PCBの使用機器（例） >

名称	用途	PCB含有量
①高圧トランス	電気関係設備	115kg（50kVA）
②高圧コンデンサ	電気関係設備	35kg（100kVA）
③計器用変成器	電気関係設備	
④リアクトル	電気関係設備	
⑤放電コイル	電気関係設備	
⑥安定器	業務用・施設用蛍光灯	数十g（1基）
⑦家電用コンデンサ	白黒テレビ、電子レンジ、洗濯機、エアコン等	数g～数十g（1台）

※1 上記以外では、工業用の熱媒体等で使用されていた。

※2 1972年以降に製造されたPCBを使用していない①～⑦の機器の一部から微量なPCB（数mg/kg～数十mg/kg）が検出されているが、1990年以降に製造された高圧トランス等（過去においてPCBが使用されていた機器類）については、PCB混入の可能性は極めて低いとされている。

2. 法規制

(1) PCB特別措置法

PCBが封入された物が廃棄物となったものを「PCB廃棄物」（PCB特措法第2条第1項）

¹ 原因としては、①機器メーカーにおける混入、②機器納入後の混入、③絶縁油メーカーにおける混入が考えられるとされている（社団法人日本電機工業会調査）。

といい、PCB廃棄物を保管する事業者はPCB特別措置法上の「事業者」（PCB特措法第2条第2項）として、次の義務が課される。

①適正処理

- ・事業者は、PCB廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理しなければならない（PCB特措法第3条）。

②保管等の届出

- ・事業者は、毎年度、PCB廃棄物の保管及び処分の状況に関して都道府県知事（保健所設置市は政令市）に届け出をしなければならない（PCB特措法第8条）。

③期間内の処分

- ・事業者は、法施行日（2001年7月15日）から15年以内（2016年7月14日まで）にPCB廃棄物を処分する必要がある（PCB特措法第10条）。

④譲渡、譲受の禁止

- ・何人もPCB廃棄物を譲り渡し、譲り受けてはならない（PCB特措法第11条）。

⑤指導、改善命令等

- ・都道府県知事は、事業者に対し指導及び助言できる（PCB特措法第14条）。
- ・環境大臣、都道府県知事は事業者が第10条違反をした場合に改善命令をすることができる（PCB特措法第16条）。
- ・環境大臣、都道府県知事は事業者に対して必要な報告を求めることができる（PCB特措法第17条）。
- ・環境大臣、都道府県知事は事業者に対する立入検査ができる（PCB特措法第18条）。

⑥罰則

- ・④譲渡・譲受規制違反、⑤改善命令違反の場合 3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金
- ・②届出義務違反 6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金
- ・⑤虚偽報告、検査忌避 30万円以下の罰金

（2）廃棄物処理法

「廃PCB」、「PCB汚染物」²等の排出事業者は、特別管理産業廃棄物として処理をしなければならない。

①特別管理産業廃棄物の処理に係る義務

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務
- ・保管基準等の遵守義務
- ・収集・運搬基準等の遵守義務
- ・委託基準等の遵守義務（PCB廃棄物の処分を受託できるのは、国の100%出資会社である日本環境安全事業株式会社に限られている。）

②罰則

- ・委託基準違反 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金
- ・管理票の虚偽記載 6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金

² PCBが付着、封入された廃プラスチック、金属くず等が該当する（廃棄物処理法施行令第2条の4）。

3. リース終了処理への影響

リース会社に返還されたリース物件がPCBを含有する場合は、PCB廃棄物として適切に処理しなければならない。また、返還されたリース物件にPCBが混入されている可能性がある場合³についても、PCB廃棄物となる可能性があるため、取り扱いに留意すること。

例えば、PCBが含有されている可能性がある資産について、リースが終了する場合、PCBの含有の有無をユーザーに確認し、処分方法等を協議することが考えられる。

また、PCBが含有されている可能性がある資産がリース会社に返還された場合においては、PCB廃棄物専用の保管場所で検査を行い、その結果、PCB廃棄物として処分するか、通常の産業廃棄物として処分するか等を判断することになる。

以上

³ PCBの含有量が0.5 mg/kg以下の場合はPCB廃棄物に該当しないため、(通常の)産業廃棄物として処分できる(「重電機器等から微量のPCBが検出された事案について」環境省通達2004年2月17日)。本通達では、産業廃棄物処理業者に対して、処分受託時に①PCB混入の有無、②混入が疑われる場合は排出事業者に対する経歴確認を求めている。